

# 相生市活力上昇計画

## 1 第1期行財政健全化計画の取り組みと成果

### （1）危機的財政状況の回避

相生市では国の三位一体の改革などの影響による危機的財政状況を回避するため平成17年3月に財政SOS宣言を行い、第1期相生市行財政健全化計画を策定し、平成18年度から健全な行財政運営に向けて取り組んできました。

この計画を推進することで、一般会計予算の歳出総額を抑制し、危機的な財政状況を回避することができました。

### （2）行財政健全化計画による効果

第1期行財政健全化計画の実施による効果は下表に示すとおりです。この計画を推進することで、収支のバランスを保つことに一定の効果がありました。歳出抑制策の効果が大きかったものとして、職員等人件費、公債費、普通建設事業費があげられます。

これらの取り組みによって、計画当初は平成22年度には枯渇すると見込まれていた財政調整基金も一定額が確保でき、今後の臨時的な支出にもある程度の財源を備えることが出来る状況となりました。

しかし、この5年間の歳出抑制により対応すべき様々な課題も見えてきました。

【これまでの歳出予算額の推移】

単位：百万円

区分／年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
当初予算額	13,540	12,580	12,120	11,870	11,580	11,220
対⑰効果額	—	960	1,420	1,670	1,960	2,320
対⑰削減比	—	7.1%	10.5%	12.3%	14.5%	17.1%

平成22年度当初予算において国の制度改正などによるやむを得ない事業を除いた予算額は107億7,818万円（対 削減比20.4%）

## 2 第2期相生市行財政健全化計画策定の必要性

本市を取り巻く社会経済状況はこれまで同様に非常に厳しく、景気低迷などにより市税をはじめとする歳入減少が懸念されます。また、財政構造の硬直化が解消できない状況にあって、これまでの歳出抑制により繰り延べられてきた普通建設事業と公共施設の老朽化への対応、また、地方分権に対する責務と市民と行政の新たな関わり方、さらには人口減少や少子高齢化、産業の弱体化への対応など多くの課題があります。

今後は、これらの課題を相生市自らの判断と責任において解決し、市の活力を向上させていくことが求められています。そのためには、財政の安定を維持しながら、戦略的に事業を展開し活性化のための基礎固めを行い、次なる展開へと繋げていくことが必要となってきます。

これらの取り組みを計画的に推進するため、新たな行財政健全化計画を策定します。

### (1)本市が抱える課題

#### ア 人口減少問題と地域活力の低下

相生市では、少子高齢化や転出者の増加などにより人口減少が続き、市全体の活力の低下に繋がっています。また、長引く経済不況や基幹産業の低迷などにより地域産業は弱体化しており、これに伴う雇用状況の悪化が課題となっており、これらのことが人口減少に更に拍車を掛けかねません。

そこで、早急に対応すべき人口減少と、地域の活性化に対処する戦略的な取り組みが必要となっています。

### イ 自立性の高い行政経営への対応

地方分権の進展に伴い、地方自治体においては、これまで以上に市民ニーズを反映した、地域にふさわしいサービスをそれぞれの地方自治体の判断と責任で提供するなど、自立性の高い行政経営が求められています。

また、流動的な国の制度改正などへ対応するためにも、効率的で柔軟な行財政運営基盤の構築を行わなければなりません。

加えて、老朽化が進む公共施設の改修や耐震化の推進など、社会基盤の再整備も喫緊の課題となっています。

### ウ 長引く財政構造の硬直化

平成 18 年度から実施してきた第 1 期行財政健全化計画は、主に歳入、とりわけ市税、地方交付税、国県支出金の減少に対応するための歳出規模の削減を中心に取り組んできましたが、財政構造の健全化が十分に図れたとはいえません。財政構造の弾力性を測る「経常収支比率」は 94.9%、また、歳出総額に占める公債費の割合は 14.6%、繰出金の割合は 17.6%と非常に高く、歳出のうち制度的に義務付けられている義務的経費の割合は全体で 45.1%であり、依然として財政構造の硬直化は続いています。（文中の指数は平成 21 年度決算数値）

#### 【決算における財政指標の推移】

区分	H17 年度	H21 年度	
		相生市	類団(H20)
経常収支比率	89.9%	94.9	92.8
義務的経費比率	42.9%	45.1	44.3
うち人件費	20.4%	19.1	20.0
うち扶助費	9.8%	11.4	11.1
うち公債費	12.7%	14.6	13.2
繰出金比率	17.5%	17.6	11.6
地方債残高(一般)	18,014 百万	14,380 百万	—
財政調整基金残高	1,754 百万	1,544 百万	—

## (2) 今後の取り組みの方向性について

### ア 地域活力向上のための取り組み

第2期行財政健全化期間内において、相生市の課題である人口減少や少子化に少しでも歯止めをかけ、市の活力を向上させるために現在必要と思われる取り組みを優先的に推進します。

それらの取り組みを実施するうえで、必要な財源については本計画において確実に確保するために、従来から実施している行財政改革に継続して取り組みます。

### イ 変化に対応可能な自立性の高い行政経営の確立

市民との連携を図りながら、ニーズに対応した行政運営を行うとともに、国、県の制度改正への対応についても必要な調査を行いながら、相生市がそのメリットを享受できるように、変化に柔軟に対応できる職員の育成と組織の形成を行っていきます。

また、公共施設などの社会資本は建設から相当の年数が経過しているため、これらの機能強化への対応が必要となっています。しかしながら、建て替えを行うには費用が多大となることから、ストックマネジメントの考え方により、耐震補強工事などによる長寿命化に取り組みます。

### ウ 財政バランスの確保

本市では計画策定にあたり、地域活力の向上のために実施する活性化事業と公共施設の改修等を含めた普通建設事業費などの実施を含め、一定の条件を付して今後の中期財政推計を行いました。

推計では歳入の根幹をなす市税と地方交付税において、大きな伸びが期待できませんが、活性化事業を実施するため、第1期行財政健全化計画の取り組みを反映させた歳出の維持を前提とした新たな行政改革に取り組みるとともに、財政調整基金の繰り入れも行いながら収支のバランスを図っていくこととします。

【計画期間内の中期財政推計】 一般会計 (単位:百万円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
歳入合計	11,601	11,918	11,798	14,080	12,838
市 税	4,506	4,553	4,543	4,548	4,493
地方交付税	3,329	3,312	3,295	3,278	3,262
市 債	695	954	853	1,807	1,232
国県支出金	1,615	1,620	1,684	1,650	1,630
繰入金	68	448	392	1,766	720
その他	1,388	1,031	1,031	1,031	1,501
歳出合計	11,601	11,918	11,798	14,080	12,838
人件費	2,240	2,336	2,358	2,572	2,352
うち退職手当	176	249	257	469	281
扶助費	2,170	2,220	2,270	2,320	2,370
公債費	1,474	1,474	1,489	1,530	1,606
普通建設事業費	984	1,236	956	2,866	1,703
物件費	1,614	1,610	1,610	1,610	1,610
繰出金	2,434	2,506	2,544	2,606	2,630
その他	685	536	571	576	567

この推計は資料提出時点の数値であり、今後の社会経済の状況や国の制度改正等に  
伴い数値の変更が考えられます。

※推計の条件

市税 平成 2 2 年度決算見込みを基に近年の社会経済情勢等を考慮して試算。

地方交付税 平成 2 2 年度決算見込みを基に、一定の率を加味して試算。

市債 普通建設事業等に係る財源を捕捉して試算。

人件費 平成 2 2 年度当初予算と第 4 次定員適正化計画を基に、退職者と採用者の  
人件費を加味して試算。

扶助費 過去の推移と平成 2 2 年度決算見込みを基に、一定の率を加味して試算。

公債費 既発債に新規の市債発行額を加味して試算。

普通建設事業費 現時点で把握している普通建設事業と実施計画を基に計上。

物件費 平成 2 2 年度を基に試算。

繰出金 各特別会計の収支の推計を加味して試算。

【市債及び基金の残高見込み】 (単位:百万円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
地方債残高	13,600	13,300	12,900	13,400	13,200
財政調整基金残高	2,559	2,281	2,019	933	611
減債基金残高	249	210	210	60	20
退職手当基金残高	729	729	729	329	101

それぞれの残高は各年度末の見込み。地方債残高は一般会計の残高推移を記載。

### 3 第2期相生市行財政健全化計画の概要

#### (1) 計画目標

「いのち輝き 絆でつなく あいのまち」の実現に向け、「地域活力の向上」のための事業を実施します。そのために、行財政運営のあり方を絶えず見直しつつ所要財源を確保し、そこで生みだされた効果を戦略的に投資することによって、計画目標の達成を図ります。

#### (2) 計画概要

- ◆計画期間 平成23年度～平成27年度
- ◆計画の対象 「一般会計」、「特別会計」
- ◆計画構成 「計画の基本方針」、「重点事項」、「重点事項推進の取り組み」

### 4 計画の基本方針

地方分権の進展により、地方自治体はそれぞれの地域実情に合った市政運営と、社会経済情勢の変化に対応した市民サービスの提供が必要であり、自主性と自立性の高い行財政運営を行うことが求められています。

これらのことを踏まえたうえで、本計画において相生市が抱える課題のなかでも特に人口減少問題に対応するための住宅対策、少子化問題に対応するための教育・子育て対策、地域の活性化のための産業関連事業の展開を重点的に行います。これらの取り組みを推進することにより、相生市が抱える課題の解消と地域の活性化に繋がります。

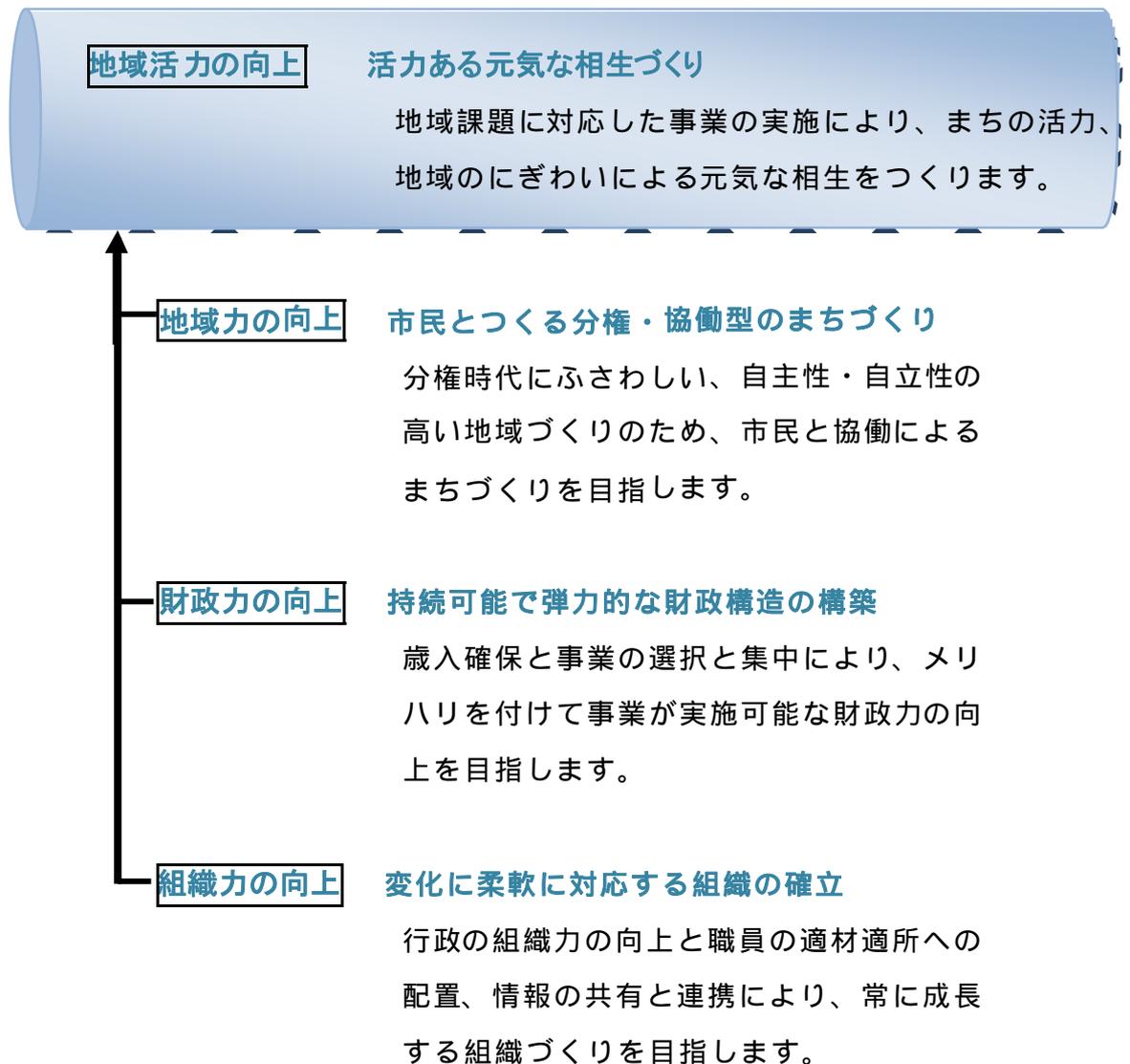
そのために、これまで実施してきた行財政健全化の取り組みを継承しながら、今後必要となる事業を担保するため、所要財源の確保と変化に柔軟に対応する組織体制について絶えざる見直しを行いながら、市民と協働のまちづくりに取り組みます。

この方針を実現するための「重点事項推進の取り組み」に沿って、アクションプログラムを設定し、計画の推進を図ります。

## 5 重点事項

### 基本方針の「柱」

基本方針として、次の4つの事項に取り組みますが、そのなかで地域活力の向上を柱として計画を推進していきます。



## 6 重点事項推進の取り組み

地域活力の向上（活力ある元気な相生づくり）

市の課題を解決し、地域活力向上のために戦略的な取り組みを推進します。

そのため、地域課題に対し、平成23年度からの5カ年で重点的に実施する事業を選択し、推進を図ります。

その実施にあたっては従来からの取り組みである「市民と協働によるまちづくり」を推進するとともに、「財政力の安定」と「組織力の向上」を図り、その取り組みで生み出した効果を有効に活用し、地域活力に転換させていきます。

地域活力向上のために必要な事業を推進することを最重要課題と位置付け、以下に掲げる取り組みの実施により、市民が元気で安心して暮らせる相生の実現を目指します。

### 人口減少対策に関する取り組み

人口は市の勢いを表す一つのバロメーターです。活力ある元気な相生を再構築する第一歩として、人口減少を食い止めるため転出者を抑え、転入者を呼び込むために定住施策を推進し、市の活力上昇に繋がります。

### 教育・子育て・少子化対策に関する取り組み

相生市では、子どもを将来の相生を担うまちの「宝」と考え、子どもの生きる力を育み、親が子どもを産みやすい環境、子育てをしやすい環境を整え、明るい子どもたちの声が響きわたる元気なまちを目指します。

そのため、子どもの教育環境の充実を図るとともに、子育ての経済的負担の軽減のための事業を実施することで、相生市の課題である少子化問題の解消に繋がります。

### 産業の活性化対策に関する取り組み

本市においては、基幹産業の弱体化などにより就労の場が減少するだけでなく、それに伴い人口減少が進み、商業活動も減退し、市政運営に影響が出ています。そこで、産業の多角化を進め経済基盤の安定を図るため企業誘致を促進します。

また、地域経済の活性化のために消費刺激と商業の活性化に繋げる事業を推進します。

(1) 地域力の向上(市民とつくる分権・協働型のまちづくり)

自治体経営の観点から、市民ニーズに合った質の良いサービスを提供することが行政に課せられた責務であり、市民の望む、安心して満足度の高いサービスを提供することが求められます。そのために行政からの情報提供を充実させ、市民の意向を十分に把握しながら市民と行政の相互連携による、協働によるまちづくりを進めていきます。

ア 情報提供の充実と透明性の向上

市民と協働によるまちづくりを推進していくうえで、市民ニーズを把握する前提として、市政情報を十分に市民へ提供していくことが重要です。複雑で多様な行政情報を分かりやすく公開することにより、市政の透明性の向上を図ります。

イ 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

市民が必要とする公共サービスを提供し、市民満足度を高めていくことが地方自治体としての責務です。そこで、市民ニーズの把握のため広聴活動に積極的に取り組むとともに、分かりやすく利用しやすい行政サービスの実施を目指します。

ウ 地域コミュニティの活性化

地域の絆の希薄化、核家族化など社会情勢の変化により私的分野であった活動が、公共サービスへと移り変わるなど、市民ニーズが多様化してきています。

これらに対応するため、自治会組織やNPO団体など多様な団体との連携を図りながら、地域課題の内容に応じ、地域の絆で自ら考え、自ら取り組む活動を支援するとともに、市民が自発的かつ積極的に行うまちづくり活動の側面的支援に取り組みます。

## (2) 財政力の向上(持続可能で弾力的な財政構造の構築)

財政構造の本質的な改善のため、将来を見据えた安定的で弾力的な財政構造への転換を目指していきます。そのために、歳入確保のための方策と適正で計画的な歳出予算の編成を行います。

また、市として実施しなければならない公共投資、市の活性化に繋げる事業等についても収支のバランスに配慮しながら、計画的な推進を行います。

### ア 歳入確保対策

歳入の根幹をなす市税については、財源の確保と負担の公平性の観点から、様々な手法を用いて徴収率の更なる向上を図ります。

使用料・手数料については、受益者負担の適正化のため定期的な見直しを行います。

また、国や県の動向を的確かつ迅速に把握し、適切な財源の確保と効果的な地方債の発行に努めます。

これらの取り組み以外に、企業誘致などに職員が高い経営意識で働きかけを行うとともに、未利用市有財産の処分や積極的な活用により、財産収入を確保するための検討や、新たな財源確保策についての検討を行います。

### イ 適正で計画的な歳出の維持

第2期行財政健全化計画の計画期間中は、事業の精査を十分に行い、それぞれの歳出経費に一定の要件を設け計画的執行を維持します。これに加え、更なる改革により捻出した財源については、選択と集中を行い、市の活性化に繋げる歳出予算の編成に活用します。

普通建設事業の実施にあたっては、中長期の計画的な実施を行うとともに、増加傾向にある義務的経費の比率を抑制するため、新規地方債の計画的な発行と財政調整基金を活用するなど、変動する財政運営の安定化に努めることとします。

また、特別会計の経営健全化を図り、繰出金の適正な支出を維持します。

#### ウ 事務事業の見直しによる歳出の節減

既存の事務事業の必要性や妥当性の検討と効率性の向上について定期的に客観的な検証を行い、見直しが必要な事務事業については再構築を積極的に行います。

また、事務事業評価などの手法を用いて、事業の優先順位付けなどにより、有効性や妥当性の観点から事業の見直しを検討していきます。

### (3) 組織力の向上(変化に柔軟に対応する組織の確立)

地方分権社会にふさわしい行政運営を行っていくため、地方公共団体として自主性と自立性を高め、自らの責任と判断で多様な政策課題に効果的に対応できる組織体制を確立していきます。

#### ア 簡素で効率的な組織運営の追求

新たな行政課題や市民ニーズ等に柔軟に対応するために、組織機構の改革と職員の適正配置について絶えず検討するとともに、市民サービスを考慮しながら、効果的な運営が可能な組織・体制の構築を目指します。

また、土地開発公社や第3セクターの経営状態の把握に努めるとともに、土地開発公社については運営のあり方に関する検討を行います。

#### イ 行政運営機能の強化

市民サービスの水準を維持しつつ、確実かつ適切な行政運営を目指します。

また、危機的事項に対して被害や影響の軽減が図れるよう、公共施設の耐震化や長寿命化を図るとともに、職員が危機管理に対して迅速で的確に対応できるリスクマネジメント体制の強化に努めます。

#### ウ 定員管理及び給与の適正化

定員管理に関しては、社会情勢の変化や対応すべき行政需要、地域協働の取り組みなど総合的に勘案し、定員管理を計画的に行うため定員適正化計画に基づいた管理を行います。

また、職員給与、手当などについては、民間の情勢を踏まえながら、国の動向に準じた適正な制度について検証を行います。

#### エ 人材育成の推進

相生市人材育成基本方針に基づく取り組みを更に進めていくとともに、分権・協働型社会にふさわしい、地域課題に柔軟かつ迅速に対応可能な職員の育成と能力開発に努めます。

## 7 数値目標の設定

第 2 期行財政健全化計画のベースである活性化事業の取り組みに向け、一定の財政基準を設定し、その結果について市民に説明責任を果たしていくことが重要です。

このため、数値目標として、財政指数と定員の適正化について達成すべき目安として基準値の設定を行います。

### ( 1 ) 財政運営に関する指数

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において設定された指数及び経年で一定の財政状況が判断できる次の指数を基準値として設定します。

【財政指数に関する基準値】 項目の説明は P16 ( 参考 ) に記載

項 目	平成 27 年度基準値	平成 21 年度決算	早期健全化基準
実質公債費比率	15.9 % 以下	15.9 %	25.0 %
将来負担比率	160.0 % 以下	179.6 %	350.0 %

項 目		平成 27 年度基準値	平成 21 年度決算
経常収支比率		94.9 % 以下	94.9 %
財政調整基金残高		500 百万以上	1,544 百万
起債 残高	一般	14,000 百万以下	14,380 百万
	下水	16,000 百万以下	19,559 百万
	農集	3,500 百万以下	4,448 百万

基準値は社会経済情勢の急激な変化に応じて見直します。

### ( 2 ) 職員数に関する指数

職員数においては、定員適正化計画において設定された次の指数を設定します。

【職員数に関する基準値】

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
職員数	281 人				

市民病院に勤務する医師、技師、看護師を除く。

## 行財政健全化計画・アクションプログラム一覧

### 【地域活力の向上】

重点項目名	取組項目
人口減少対策に関する取り組み	1 相生市新婚世帯家賃補助金交付事業
	2 相生市転入者住宅取得奨励金交付事業
	3 定住施策 PR 事業
教育・子育て・少子化対策に関する取り組み	4 市立幼稚園給食事業
	5 市立幼稚園預かり保育事業
	6 保育所・幼稚園(3歳～5歳)保育料軽減事業
	7 市立幼稚園、小・中学校給食無料化事業
	8 市立小・中学校通学費無料化事業
	9 出産祝金支給事業
	10 子育て応援券交付事業
	11 こども医療費助成事業の拡大
	12 市立幼稚園、小・中学校扇風機設置事業
	産業の活性化対策に関する取り組み
14 市民元気アップ商品券事業	
15 相生市土地利用活性化構想策定事業	
16 相生駅南 A ブロック活性化事業	

地域活力の向上に向け、平成 23 年度より新たに取り組む事業。

【地域力の向上】

重点項目名	取組項目
情報提供の充実と 透明性の向上	17 広報活動の充実
	18 情報公開の充実
市民ニーズに対応した 行政サービスの提供	19 行政評価システムの推進
	20 広聴活動の充実
	21 窓口サービスの充実
地域コミュニティの 活性化	22 地域コミュニティの活性化

【財政力の向上】

重点項目名	取組項目
歳入確保対策	23 市税等徴収率の向上
	24 未利用土地・財産の有効活用と処分
	25 受益者負担の適正化
	26 国・県支出金動向の把握と有効活用
	27 新たな財源について検討
適正で計画的な 歳出の維持	28 見やすい財務資料・指標の作成・公表
	29 実施計画の公表
	30 特別会計の経営健全化
事務事業の見直し による歳出の削減	31 予算査定による事業の総点検
	32 事務事業評価の推進

## 【組織力の向上】

重点項目名	取組項目
簡素で効率的な組織運営の追求	33 組織・機構の継続的な見直し
	34 電子自治体の推進
	35 アウトソーシングの推進
	36 行政評価システム・第三者評価の推進
	37 外郭団体等の経営改革
行政運営機能の強化	38 リスクマネジメントへの対応
	39 学校・公共施設の長寿命化と耐震化推進
定員管理及び給与の適正化	40 定員適正化計画の推進
	41 給与等の適正化
人材育成の推進	42 職員意識の改革推進
	43 職員能力の向上

(参考)

## 財政指数に関する説明

## 【実質公債費比率】

市の会計全体での実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。18%以上の団体は、地方債の発行に許可が必要で、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

## 【将来負担比率】

一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合が将来負担比率です。市では350%以上になると早期健全化のための計画策定が必要となってきます。

## 【経常収支比率】

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率です。都市では75%～80%未満が妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされています。

## 【財政調整基金】

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のことです。相生市では決算剰余金の2分の1以上及び市の条例で定める率を積み立てています。家庭で言えば貯金に相当する財源です。

## 【地方債】

単年度に多額の財源を必要とする道路や学校などの社会資本整備のために地方公共団体が行う借入金です。ちなみに、国が行うのを国債、地方公共団体が行うのを地方債と分けていますが、市が行うので市債とも呼びます。